

掲示事項

令和7年3月31日現在

運営規程の概要

| | | | | |
|--------------------|---|------------------------------|--------|-----------------|
| フリガナ | タンキェウシヨシギョウスランソノ | | サービスの種 | (介護予防) 短期入所生活介護 |
| 事業所名 | 短期入所事業すずらんの園 | | 事業所番号 | 15711000237 |
| 所在地 | 〒954-0036 見附市田井町 1715 番地 1 | | フリガナ | キネフチ カズミ |
| | | | 管理者 | 杵渕 和美 |
| 連絡先 | 電話番号 | 0258-61-3520 | FAX 番号 | 0258-61-3521 |
| 利用定員 | 12 名 | | | |
| 利用料 | 法定代理受領分 | 厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲) | | |
| | 法定代理受領分以外 | 厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲) | | |
| その他の費用 | 朝食 600 円、昼食 730 円、夕食 650 円、従来型個室(1 日につき)1,420 円、多床室(1 日につき)1,120 円、理容(1 回につき) 実費、送迎費用(通常の送迎の実施地域を超えて送迎を行った場合 1km につき)実費 利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費 | | | |
| 通常 の送迎 の実施地域 | 見附市、長岡市の一部区域(市町村合併前の長岡市及び中之島町、栃尾市の区域)、三条市の一部区域(市町村合併前の栄町、下田村の区域) | | | |

従業者の勤務体制

| 職種 | 員数 | | 備考 |
|---------|-------|-----|-------------------|
| | 常勤 | 非常勤 | |
| 医師 | | 1 | 嘱託医：田崎哲也医師 |
| 生活相談員 | 1 人 | | |
| 看護職員 | 4 人以上 | | 常勤職員 1 名機能訓練指導員兼務 |
| 介護職員 | 8 人以上 | | |
| 機能訓練指導員 | 1 人 | | |
| 栄養士 | 1 人 | | |

秘密の保持

○当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
 ○当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
 ○当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、次の基本利用料のうち、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額です。

《短期入所生活介護》

【基本部分：併設型短期入所生活介護費（多床室）（従来型個室）】

| | | |
|----------|------------------|----------------|
| 利用者の要介護度 | 短期入所生活介護費（1日あたり） | |
| | 基本利用料 | 利用者負担金 ※（注2）参照 |

| | ※(注1)参照 | 1割 |
|------|---------|------|
| 要介護1 | 6,030円 | 603円 |
| 要介護2 | 6,720円 | 672円 |
| 要介護3 | 7,450円 | 745円 |
| 要介護4 | 8,150円 | 815円 |
| 要介護5 | 8,840円 | 884円 |

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算の種類 | 加算の要件 | 加算額※ | |
|--------------------|--|----------------------------|--------|
| | | 基本利用料 | 利用者負担金 |
| 機能訓練体制加算 | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（1日につき） | 120円 | 12円 |
| 個別機能訓練加算 | 要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1日につき） | 560円 | 56円 |
| 看護体制加算Ⅰ | 当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき） | 40円 | 4円 |
| 看護体制加算Ⅱ | ※それぞれの要件を満たした場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。 | 80円 | 8円 |
| 看取り連携体制加算 | 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者またはその家族等に対して対応方針の内容を説明し、同意を得たうえで、看取り期の利用者にサービスの提供を行った場合（1日につき） （死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度） | 640円 | 64円 |
| 口腔連携強化加算 | 事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価を行い、利用者から同意を得たうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報を提供した場合（1月に1回を限度） | 500円 | 50円 |
| 医療連携強化加算 | 当該加算の要件を満たす場合（1日につき） | 580円 | 58円 |
| 夜勤職員配置加算Ⅰ | 最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置されている場合（1日につき） ※加算Ⅰ、Ⅲのいずれか1つを算定する | 130円 | 13円 |
| 夜勤職員配置加算Ⅲ | 最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置されかつ、喀痰吸引等の実施ができる職員が配置されている場合（1日につき） ※加算Ⅰ、Ⅲのいずれか1つを算定する | 150円 | 15円 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき） | 2,000円 | 200円 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき） | 1,200円 | 120円 |
| 送迎加算 | 送迎を行った場合（片道につき） | 1,840円 | 184円 |
| 療養食加算 | 要件を満たした上で療養食を提供した場合（1回につき） | 60円 | 6円 |
| 緊急短期入所受入加算 | 要件を満たした上で緊急の受入を行った場合（1日につき） | 900円 | 90円 |
| 在宅中重度者受入加算（看護体制Ⅰ有） | 居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により健康上の管理等を受けた場合（1日につき） | 4,210円 | 421円 |
| （看護体制Ⅱ有） | | 4,170円 | 417円 |
| （看護体制Ⅰ・Ⅱ有） | | 4,130円 | 413円 |
| （看護体制Ⅰ・Ⅱ無） | | 4,250円 | 425円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | 当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき） | 220円 | 22円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | ※(注3) | 180円 | 18円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ | ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定する | 60円 | 6円 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） | 介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出した場合（1月につき） | 1,000円 | 100円 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | | 100円 | 10円 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3) ※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定する。 | 1月の利用料金（基本部分+各種加算減算）の14.0% | 左記額の1割 |

| | | | |
|------------------|--|------------------------------------|------------|
| 介護職員等 処遇改善加算Ⅱ | | 1月の利用料金 (基本部分+各種加 算減算)の13.6% | 左記額の 1割 |
| 介護職員等 処遇改善加算Ⅲ | | 1月の利用料金 (基本部分+各種加 算減算)の11.3% | 左記額の 1割 |
| 介護職員等 処遇改善加算Ⅳ | | 1月の利用料金 (基本部分+各種加 算減算)の9.0% | 左記額の 1割 |

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

| 減算の種類 | 減算の要件 | 減算額 | |
|-------------|---|-------|--------|
| | | 基本利用料 | 利用者負担金 |
| 長期利用者に対する減算 | 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合 | 300円 | 30円 |

(2) 介護予防短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型介護予防短期入所生活介護費（多床室）（従来型個室）】

| 利用者の 要介護度 | 介護予防短期入所生活介護費（1日あたり） | |
|--------------|----------------------|----------------|
| | 基本利用料 ※（注1）参照 | 利用者負担金 ※（注2）参照 |
| 要支援1 | 4,510円 | 1割 451円 |
| 要支援2 | 5,610円 | 1割 561円 |

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算の種類 | 加算の要件 | 加算額 ※ | |
|----------------|--|------------------------------------|------------|
| | | 基本利用料 | 利用者負担金 |
| 機能訓練体制加算 | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（1日につき） | 120円 | 12円 |
| 個別機能訓練加算 | 要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1日につき） | 560円 | 56円 |
| 口腔連携強化加算 | 事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価を行い、利用者から同意を得たうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報を提供した場合（1月に1回を限度） | 500円 | 50円 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき） | 1,200円 | 120円 |
| 看取り連携体制加算 | 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者またはその家族等に対して対応方針の内容を説明し、同意を得たうえで、看取り期の利用者にサービスの提供を行った場合（1日につき）（死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度） | 640円 | 64円 |
| 療養食加算 | 要件を満たした上で療養食を提供した場合（1回につき） | 60円 | 6円 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） | 介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出した場合（1月につき） | 1,000円 | 100円 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | | 100円 | 10円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | 当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）（注3） ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定する。 | 220円 | 22円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | | 18円 | 18円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ | | 60円 | 6円 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3） ※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定する。 | 1月の利用料金 (基本部分+各種加 算減算)の14.0% | 左記額の 1割 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ | | 1月の利用料金 (基本部分+各種加 算減算)の13.6% | 左記額の 1割 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅲ | | 1月の利用料金 (基本部分+各種加 算減算)の11.3% | 左記額の 1割 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅳ | | 1月の利用料金 (基本部分+各種加 算減算)の9.0% | 左記額の 1割 |

| | | | |
|--|--|-----------|--|
| | | 算減算)の9.0% | |
|--|--|-----------|--|

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

| 減算の種類 | 減算の要件 | 減算額 | |
|-----------------------|---|-------------------------------------|------------|
| | | 基本利用料 | 利用者負担金 |
| 長期利用者に対する減算 (要支援1) | 連続して30日を超えて同一の指定介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合 | 介護福祉施設サービス費の 要介護1の単位数の 7.5%相当 | 左記額の 1割 |
| 長期利用者に対する減算 (要支援2) | | 介護福祉施設サービス費の 要介護1の単位数の 9.3%相当 | 左記額の 1割 |

事故発生時の対応

- 当事業者は、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の急変等があった場合は、協力病院において適切な対応がなされるよう必要な措置を講じます。

非常災害対策

当事業者は、施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

苦情処理の体制…・別紙2のとおり (「入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価の実施状況

| | | | |
|-------------------|-----|--------|--------|
| 第三者による評価 の実施状況 | 1あり | 直近の実施日 | |
| | | 評価機関名称 | |
| | | 結果の開示 | 1あり2なし |
| | ②なし | | |